## 岩手県告示第181号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。 令和元年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場所	期日
雫石町	当該市町村で定める場所	令和元年9月3日
矢巾町	II	令和元年9月4日
紫波町	II	令和元年9月10日及び同月11日
田野畑村	JJ	令和元年9月25日(午後)及び同月26日(午前)
普代村	IJ	令和元年9月26日(午後)
野田村	IJ	令和元年9月27日
一戸町	IJ	令和元年10月7日(午後)から同月9日(午前)まで
宮古市	II	令和元年10月21日、同月23日から同月25日まで及び同年11月8日
山田町	JJ	令和元年11月5日(午後)から同月7日まで
釜石市	II.	令和元年11月15日(午前)

3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター